

## 1、LOIPR パラ番号と問題のタイトル、自由権の条文

パラ 10、ジェンダーに基づく暴力および DV (2 条、3 条、24 条、26 条)

## 2、問題

移民女性等のマイノリティ女性 DV 被害者への保護・支援策および在留資格の保障の欠如

## 3、追加の勧告案

➤ DV 防止法に、被害者の在留資格を問わず保護することを明記すること。

## 4、状況説明（移住連からの 2020 年の前回レポート提出以降）

2021年3月にスリランカ女性ウィシュマ・サンダマリさんが入管施設で収容中に命を落とした事件は日本社会に大きな衝撃を与え、入管収容問題を世の中に知らしめると同時に、在留資格のない外国人DV被害者の保護・救済をめぐる課題をも明らかにした。

ウィシュマさんは、スリランカから留学生として来日後、交際していた同国人のパートナーからのDVを受ける中、超過滞在となった。2020年8月に静岡県内の交番に自ら出頭し

パートナーから家を追い出され、所持金もない状態を訴え、保護を求めた。しかし警察では、ウィシュマさんをDV被害者として保護することはなく、出入国管理法違反で現行犯逮捕し、翌日には入管収容施設に収容した。ウィシュマさんは、入管収容施設でも、「パートナーから殴られたり蹴られていた」「中絶を強要された」などの暴力被害を何度も職員に訴え、入管施設にはパートナーから「スリランカに帰国すれば殺す」との脅迫の手紙が届いていた。しかしながら入管局はウィシュマさんをDV被害者として適切に対応せずに入管施設での収容が続く中、彼女の体調は悪化の一途をたどり、施設内で亡くなった。入管庁が公表した「死亡事件報告書」によれば、入管局では、内規である「DV事案に係る措置要領」により、「DV被害者と思料される外国人を認知したときには、DVの内容に関する事情徴収を行い、DVセンター等の関係機関に連絡し、退去強制手続にある場合でも原則として仮放免するなどの対応すべき」とされている。しかしながら、対応した職員がこの「措置要領」の存在も内容も知らなかったために、初期対応であるDVに関する事情聴取を怠り、結果、ウ

イシュマさんに対して、DV被害者としての対応は一切行われなかったことが明らかにされている。一方で、入管庁の報告書では、これだけDV被害の事実が明らか事案について、加害者側への事情聴取を根拠に、「もしウイシュマさんへの事情聴取が行われたとしても、被害者と認知されたかは明らかではない」との結論づけを行っており、入管庁におけるDVに対する驚くべき認識不足が専門家や女性支援団体等からも指摘・非難されている。

また、DV被害を訴えて警察に出頭したものの入管法違反で逮捕したという警察での初期対応についても、強く改善が求められる。過去にも同様な事件が起きたことから警察における在留資格のないDV被害者対応についての内部通達が出されたが、現実には機能していないことが、今回の事件で改めて明らかにされた。

入管庁は、この事件の後、2022年1月に「DV措置要領」の改正を行った。しかし、今回の事件の経緯から明らかになったのは、在留資格のない外国人DV被害者保護を徹底するために、入管・警察におけるDV対応の内規や通達では不十分であるということ、DV防止法にその旨が明記されることの必要性である。DV防止法の2003年の一次改正において「国籍を問わず」被害者の人権を尊重する、という条文が加わったが（第23条）、さらに「在留資格を問わず」被害者を保護する旨の明記が求められる。

近年、非正規滞在だけでなく、「家族滞在」「留学生」など多様な在留資格で日本に滞在する移民女性が、社会福祉諸制度の適用除外となっており、DV被害にあっても公的支援による救済からとりこぼされている現状は、前回報告したとおりである。より脆弱な在留資格の被害者の救済のためには、DV防止法の改正に加えて、社会福祉の関連制度の見直し、DV被害者の脆弱な在留資格制度の改善も必要である。

作成：移住者と連帯する全国ネットワーク